

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

飯田市長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	障害者総合支援法及び児童福祉法等の規定に則り、障害福祉サービス及び障害児通所給付に関する受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会  情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	KKCWEL+(うえるたす) 障害福祉サービス・児童通所サービスシステム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援受給者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第9項、第21項、第51項、第117項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第8条、第12条、第25条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 表14,15,16,37,75,144,145,146項  情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 表11,15,20,81,144,145,146,155項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項  飯田市個人番号の利用に関する条例別表第二の13
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	飯田市役所 健康福祉部福祉課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	飯田市役所 健康福祉部福祉課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障害者総合支援法に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等(CD-RW、ハードディスクを含む。)の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	飯田市情報セキュリティ対策基準に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、定期的な情報セキュリティ研修の実施や、特定個人情報を含む書類は施錠できる保管庫に保管することを徹底するなどの運用を実施している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月21日	Ⅱ. 1	平成26年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成28年12月21日	Ⅱ. 2	平成26年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I. 1. ②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス、自立支援医療及び補装具の給付等に係る事務など	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス、地域生活支援事業、自立支援医療及び補装具の給付等に係る事務など	事後	
令和1年5月31日	I. 4. ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): (8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116項) (別表第二における情報照会の根拠): (108,109,110項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,59の2条) (情報照会の根拠): (55,55の2条)	飯田市個人番号の利用に関する条例別表第二の13を追加	事後	
令和1年5月31日	I. 5. ②	福祉課長 高木祥司	課長	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 1	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 2	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ		様式変更に伴い追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I . 1. ②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス、地域生活支援事業、自立支援医療及び補装具の給付等に係る事務など	障害者総合支援法及び児童福祉法等の規定に則り、障害福祉サービス及び障害児通所給付に関する受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会  情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事前	
令和3年12月28日	I . 1. ③	(1)総合福祉事務支援システム、(2)住民基本台帳ネットワークシステム、(3)統合宛名管理システム、(4)中間サーバー、(5)伝送通信ソフト	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	事前	
令和3年12月28日	I . 2	(1)現況マスタ情報、(2)受給者異動連絡票ファイル、(3)受給者訂正連絡票ファイル	障害者総合支援受給者ファイル 宛名情報ファイル	事前	
令和3年12月28日	I . 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第8項、第12項、第34項、第84項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第8条、第12条、第25条、第60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I . 1. ③	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援 審査支払等システムにて使用するデータについ て、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保 連合会等の間で、データの送受信を行うシステ ム)	KKQWEL+(うえるたす)障害福祉サービス・児童 通所サービスシステム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援 審査支払等システムにて使用するデータについ て、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保 連合会等の間で、データの送受信を行うシステ ム)	事後	
令和8年3月31日	I . 3	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五 年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1項、別表第一 第8項、第12 項、第34項、第84項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成二 十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第 8条、第12条、第25条、第60条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五 年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1項、別表 第9項、第21項、第5 1項、第117項 並びに番号法別表の主務省令で定める事務を 定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第 五号) 第8条、第12条、第25条、第60条	事後	
令和8年3月31日	I . 4. ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): (8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116項) (別表第二における情報照会の根拠): (108,109,110項)  行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,59の2条) (情報照会の根拠):(55,55の2条)  飯田市個人番号の利用に関する条例別表第二 の1	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・ 総務省令第九号)第二条 表 14,15,16,37,75,144,145,146項  情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・ 総務省令第九号)第二条 表 11,15,20,81,144,145,146,155項のうち、第4欄(特 定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情 報」が含まれる項  飯田市個人番号の利用等に関する条例別表第 二の13	事後	
令和8年3月31日	II . 1	令和3年12月28日時点	令和8年3月31日時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに変更
令和8年3月31日	II . 2	令和3年12月28日時点	令和8年3月31日時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	IV. 8		十分である	事前	様式変更に伴い追記
令和8年3月31日	IV. 8		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障害者総合支援法に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等(CD-RW、ハードディスクを含む。)の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	事前	様式変更に伴い追記
令和8年3月31日	IV. 11		8)特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策	事前	様式変更に伴い追記
令和8年3月31日	IV. 11		十分である	事前	様式変更に伴い追記
令和8年3月31日	IV. 11		<p>飯田市情報セキュリティ対策基準に則り、漏えい・減失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、定期的な情報セキュリティ研修の実施や、特定個人情報を含む書類は施錠できる保管庫に保管することを徹底するなどの運用を実施している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、減失、毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事前	様式変更に伴い追記